平成２６年（フ）第１９号
栃木県栃木市大平町富田1944番地２
債務者　野原　康弘
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１７２号
東京都稲城市東長沼266番地稲城マンション201号
債務者　馬込千恵子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１７０号
東京都羽村市神明台３丁目23番地２都営神明台３丁目アパート２―201
債務者　高木富士子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２号
愛媛県西予市三瓶町長早３番耕地639番地２
債務者　河野　恵子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第３３３４号
東京都新宿区西新宿４丁目26―12―203
債務者　柴田　詔子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８６号
東京都江東区東砂７丁目10―17―101
債務者　久枝　　智
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４１号
群馬県伊勢崎市連取町3343―１　パルクセレーノＢ201、破産手続開始決定時の住所群馬県甘楽郡甘楽町大字小川509番地１
破産者　相川　義明
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４４９号
鹿児島県鹿児島市大竜町３番６号　ＳＴビル503号
破産者　玉利　浩美
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
山形県村山市楯岡北町２丁目１番16号　サンコーポシティＡ２―２、前住所山形県東根市神町西１丁目５番１号
破産者　森谷今朝男
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９号
山形県米沢市万世町片子254番地の９
破産者　菅野　則幸
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第６０１号
川崎市中原区井田３丁目27番３号　グリーンハイツ101
破産者　岩川　敏幸
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６１７号
川崎市中原区上平間424番地　大塩コーポ201
破産者　田鎖大治郎
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６３９号
川崎市川崎区藤崎３丁目３番20号
破産者　龍崎　　順
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６４０号
川崎市川崎区藤崎３丁目３番20号
破産者　龍崎　亜矢
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
川崎市川崎区小田栄１丁目９番12号　アサマハイム202、前住所川崎市川崎区渡田１丁目17番３―304号　ダイアパレス川崎駅前通り
破産者　壬生田華美
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２８３号
大阪府枚方市三栗２丁目１番17―401号
破産者　池田　　香（旧姓一之瀬）
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０８１号
大阪市西淀川区野里１丁目１―６　チェリーヒル塚本703、開始決定時の住所大阪市西淀川区柏里１丁目８番14号　後楽園マンション301号室
破産者　小田　孝之
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部